

令和6年9月20日

事 業 主 様

名古屋薬業健康保険組合
業務課 052-211-2439

短時間労働者に対する適用拡大の一部改正について

日頃は、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび年金制度改正法（令和2年法律第40号）の一部の施行により、特定事業所における企業規模要件が引き下げられることに伴い、健康保険制度の一部が令和6年10月1日から改正されますので下記のとおりお知らせいたします。

事業主様におかれましては、被保険者の皆様方にご周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 短時間労働者の適用拡大

週の所定労働時間がフルタイムの4分の3未満の短時間労働者（パート・アルバイト等）の方の社会保険の適用拡大が行われます。

適用拡大の実施に伴い新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいらっしゃる場合は、被保険者資格取得届の提出が必要となります。

		加入要件（現行）	加入要件（R6.10.1～）
1	週の所定労働時間	20時間以上	20時間以上
2	雇用期間	2カ月を超える見込み	2カ月を超える見込み
3	賃金	月額88,000円以上	月額88,000円以上
4	学生	学生でない	学生でない
5	勤め先の従業員数	101人以上	51人以上

※ くわしくは厚生労働省「社会保険適用拡大特設サイト」
<https://www.whlw.go.jp/tekiyoukakudai/>をご参照ください。

ご不明な点につきましては、当組合業務課にお問い合わせください。